

水質関係規制法令の手引き

令和8年1月

尼崎市経済環境局環境部環境保全課

目次

第 1 水質関係規制法令の概要	1
1 水質汚濁防止法の目的及び概要	1
(1) 目的.....	1
(2) 用語の定義.....	1
(3) 概要.....	2
2 瀬戸内海環境保全特別措置法の目的及び概要.....	3
(1) 目的.....	3
(2) 概要.....	3
3 環境の保全と創造に関する条例の目的及び概要.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 概要.....	4
第 2 特定施設設置等の届出、許可	5
1 水濁法及び瀬戸法に基づく特定施設設置等のフローチャート.....	5
2 水濁法に基づく届出.....	6
(1) 届出の種類.....	6
(2) 届出の方法.....	10
3 瀬戸法に基づく許可申請、届出	11
(1) 届出・申請の種類.....	11
(2) 事前評価制度について	12
(3) 申請・届出の方法.....	16
4 兵庫県条例に基づく届出	17
(1) 届出.....	17
(2) 設備基準	18
(3) 届出の方法.....	18
第 3 排水規制	19
1 排水基準等	19
(1) 濃度規制	19
(2) 総量規制	20
2 地下水浄化措置.....	21
第 4 構造基準等（地下水汚染未然防止）	22
1 構造基準等の遵守義務	22
2 構造等に関する定期点検の実施	22
3 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等	23
(1) 施設本体が設置される床面及び周囲.....	23
(2) 施設本体	24
(3) 地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	25
(4) 地下配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	26
(5) 排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）	27
(6) 地下貯蔵施設	28
(7) 使用の方法.....	29
(8) 定期点検等の記録事項	30

第5 事故時の措置等	31
1 水濁法に基づく事故時の措置	31
2 兵庫県条例に基づく事故時の措置	31
3 無過失責任	31
4 事業者の責務.....	31
第6 その他	32
1 罰則	32
2 関係法令	34

巻末資料

資料1 有害物質、生活環境項目、油、指定物質	35
1 有害物質	35
2 生活環境項目	35
3 油	35
4 指定物質	36
資料2 特定施設	37
1 水濁法が定める特定施設	37
2 兵庫県条例が定める特定施設	45
3 ダイオキシン類対策特別措置法が定める特定施設	46
資料3 排水基準	48
1 国が定める排水基準.....	48
2 県が定める排水基準（上乘せ排水基準）	50
3 兵庫県条例が定める排出基準	58
4 ダイオキシン類に係る排出基準	60
5 浄化基準（地下水の水質浄化措置命令に係る基準）	60

平成 29 年 3 月作成

平成 30 年 11 月一部改定

令和 2 年 8 月一部改訂

令和 4 年 3 月一部改訂

令和 6 年 4 月一部改訂

令和 7 年 4 月一部改訂

令和 8 年 1 月一部改訂

第 1 水質関係規制法令の概要

尼崎市市内における工場及び事業場から排出される水による公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制は、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境の保全と創造に関する条例」があります。

1 水質汚濁防止法の目的及び概要

(1) 目的

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。（水濁法第 1 条）

(2) 用語の定義（水濁法第 2 条）

用語	定義
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法〔昭和 33 年法律第 79 号〕第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの〔その流域下水道に接続する公共下水道を含む。〕を除く。）
特定施設 (p. 37～45 参照)	次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの。 1 有害物質を含むこと。 2 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
有害物質 (p. 35 参照)	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質
指定地域特定施設（みなし指定地域特定施設）	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽
指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
指定物質 (p. 36 参照)	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの。
貯油施設等	重油その他の政令で定める油（p. 35 参照）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるもの。
排水水	特定事業場から公共用水域に排出される水
特定事業場	特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場
汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液

特定地下浸透水	有害物質使用特定施設から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの。
有害物質使用特定施設	有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）
有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
生活排水	炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）

(3) 概要

ア 届出関係（p. 5～10 参照）

工場・事業場において特定施設の設置・構造等の変更を行う場合、氏名等の変更を行った場合は届出が必要となります。

イ 排水基準（p. 19、48～56 参照）

特定業場においては、排水基準に適合しない排水を排出することはできません。
排水基準には一律排水基準と上乘せ排水基準があります。

ウ 地下浸透規制

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透を制限（尼崎市は兵庫県条例第 65 条で禁止）

エ 総量規制（p. 20、21 参照）

日平均排水量が 50 m³以上の指定地域内特定事業場を対象に、排水の化学的酸素要求量（瀬戸内海における COD は、瀬戸法により規制）、窒素、リンの汚濁負荷量を規制（水濁法第 12 条の 2 他）

オ 構造基準等（p. 22～30 参照）

地下水汚染未然防止のため、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を対象に、構造、設備及び使用の方法について基準を制定（水濁法第 12 条の 4、第 14 条第 5 項）

カ 事故時の措置（p. 31 参照）

有害物質、指定物質又は油を含む水の流出又は地下浸透は、応急措置及び届出が必要（水濁法第 14 条の 2）

キ 地下水の水質浄化に係る措置（p. 21 参照）

有害物質が地下浸透し健康被害等（おそれ）がある場合、水質浄化等が必要（水濁法第 14 条の 3）

ク 事業者の責務（p. 31 参照）

汚水等の公共用水域への排出、地下への浸透の状況を把握し、水質汚濁防止のために必要な措置を講ずるようしなければならない。（水濁法第 14 条の 4）

ケ 国民の責務

生活排水対策の実施に協力（水濁法第 14 条の 6、第 14 条の 7）

コ 無過失責任（p. 31 参照）

事業活動に伴い有害物質の汚水の排出等により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は損害を賠償しなければなりません。

2 瀬戸内海環境保全特別措置法の目的及び概要

(1) 目的

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、水質汚濁防止法で定める特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としています。（瀬戸法第1条）

(2) 概要

ア 特定施設の設置等に係る許可申請・事前評価（p. 5、11～16 参照）

日最大排水量 50 m³以上の特定事業場は、水濁法に代わり瀬戸法に基づく手続きが必要

イ 排水規制（p. 20、21 参照）

化学的酸素要求量（COD）について、水濁法の総量規制の規定が適用（瀬戸法第12条の3）

ウ 富栄養化の防止、その他特別の措置

瀬戸内海の富栄養化を防止するため、磷及びその化合物、窒素及びその化合物を指定物質に規定定められています。また、自然海浜保全区域の指定、埋立て等についての配慮等が規定されています。（瀬戸法第12条の4～第16条）

3 環境の保全と創造に関する条例の目的及び概要

(1) 目的

環境の保全と創造に関する条例（以下「兵庫県条例」という。）では、「健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する」ことを目的としています。（兵庫県条例前文）

(2) 概要

ア 届出（p. 17 参照）

事業者には「公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる」義務があるということを規定しており（兵庫県条例第 4 条）、水濁法で定める特定施設以外の施設について届出義務が規定されています。（兵庫県条例第 43 条）

イ 許可

指定区域内に指定施設を設置する場合（兵庫県条例第 36 条）
尼崎市内には指定区域はありません。

ウ 地下水汚濁の防止

汚水の地下浸透の禁止（兵庫県条例第 65 条）

エ 規制基準（p. 18、19、57、58 参照）

規制基準として排出基準、設備基準を規定（兵庫県条例第 34 条他、平成 8 年兵庫県告示第 542 号）
排出基準は公共用水域に排水を放流する工場等に適用されます。ただし、水質汚濁防止法の特定施設を設置している事業場は、水質汚濁防止法上の排水基準が優先して適用されます。設備基準は届出対象施設に適用されます。なお、設備基準において排水水を排水基準に適合させる目的での希釈処理が禁止されています。

オ 測定結果報告

排水水の測定結果の報告義務[「特定工場における公害防止組織に関する法律」対象事業場が対象]
（兵庫県条例第 151 条）

カ 事故時の措置（p. 31 参照）

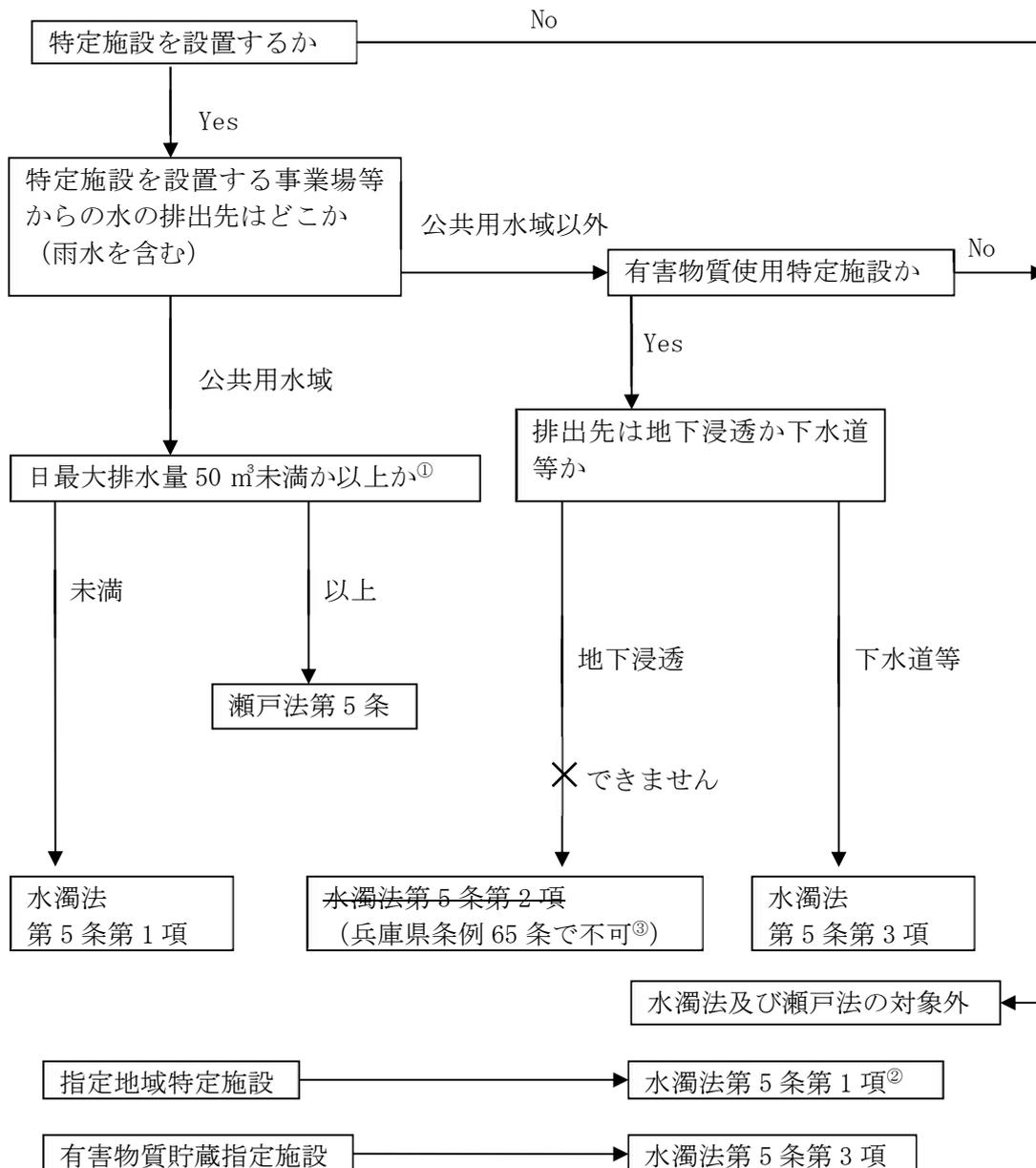
事故届及び事故復旧工事完了届（兵庫県条例第 52 条）

第2 特定施設設置等の届出、許可

工場及び事業場において特定施設の設置や構造等の変更を行う場合には、排水量や施設の種類に応じて、それぞれに対応した法律、条例に基づく届出又は許可が必要です。

水濁法、瀬戸法、兵庫県条例に係る届出書等の提出先は全て尼崎市です。

1 水濁法及び瀬戸法に基づく特定施設設置等のフローチャート



備考① 特定事業場から排出される全ての水(特定施設以外の施設からの排水、雨水、冷却水等を含む。)が規制対象ですが、排出水量に雨水の量は算入しません。

② 水濁法施行令別表第1に掲げる施設を併設し、事業場からの日最大排水量が50 m³以上の場合は、水濁法でなく瀬戸法に基づく手続きが必要となります。

③ 兵庫県条例第65条に基づき、有害物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を含む水の地下浸透は事実上認められていません。

2 水濁法に基づく届出

(1) 届出の種類

届出の種類	届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設設置届出 (水濁法第 5 条第 1 項)	公共用水域に排出する工場又は事業場が特定施設を設置しようとするとき	工事着手の 60 日以上前 ^①	様式第 1 [届出・申請事項内容] 別紙 (p.7 参照) ・ 5 条 1 項: 1~6 ・ 5 条 3 項: 12~15 別図 (p.8 参照)
有害物質使用特定施設設置届出 (水濁法第 5 条第 3 項)	公共用水域以外に排出する工場又は事業場が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき		
有害物質貯蔵指定施設設置届出 (水濁法第 5 条第 3 項)	有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき		
特定施設使用届出 (水濁法第 6 条第 1 項、第 2 項)	法改正等により既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から 30 日以内	同上
特定施設変更届出 (水濁法第 7 条)	次の事項を変更しようとするとき ・ 特定施設 (有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を含む。) の構造、設備又は使用方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排出水の汚染状態及び量 (排水系統別汚染状態及び量を含む。) ・ 用水及び排水の系統	工事着手の 60 日以上前 ^①	同上 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
特定施設使用廃止届出 (水濁法第 10 条)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	様式第 6
氏名等変更届出 (水濁法第 10 条)	・ 届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名を変更したとき ・ 工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	変更した日から 30 日以内	様式第 5 又は統一様式
承継届出 (水濁法第 11 条第 3 項)	・ 特定施設を譲り受け、借り受けたとき ・ 相続、合併又は分割があったとき	承継した日から 30 日以内	様式第 7 又は統一様式
汚濁負荷量測定手法届出 (水濁法第 14 条第 3 項)	・ 総量規制基準が適用されるとき ・ 汚濁負荷量測定手法を変更するとき	あらかじめ	様式第 10 別紙 (p.10 参照)
備考 ^① 水濁法第 9 条の規定により、特定施設等の設置及び変更は、原則として届出受理後、60 日を経過した後でなければ着工できません。事情により着工を急ぐ場合は、短縮願等を作成して提出してください。			

ア 特定施設設置（使用、変更）届出・申請書の別紙等について

(ア) 別紙について（具体的な記載内容については記載例をご参照ください。）

種類	記載内容
届出事項 内容	<ul style="list-style-type: none"> 届出概要及び理由は、特定施設の設置（使用、変更）の概要及び理由を簡潔に説明し、また汚染状態、排出水量、負荷量の増減等について記載してください。
別紙 1 特定施設の 構造	<ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業場における施設番号は、工場又は事業場の全施設から当該施設を特定するために用いている番号及び名称を記載してください。 特定施設番号及び名称は水質汚濁防止法施行令別表第 1 の該当する施設番号及びその名称を記載してください。 型式は、施設を特定できる内容（メーカー名、機種名等）を記載してください。 構造は、施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付してください。 能力は、施設の公称最大能力を記載してください。廃ガス洗浄施設は処理ガスを記載してください。 その他参考となるべき事項の欄には、施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。防液堤等については、可能な場合、容量を記載してください。
【有害物質使用特定施設のみ必要】 別紙 1 の 2 (水濁法)、または別紙 7 (瀬戸法) 特定施設の設備	<ul style="list-style-type: none"> 設備は、施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載してください。 構造は、設備欄に記載した設備の材質を記載し、検知設備を有する場合には記載してください。また、図面の添付も必要です。 主要寸法は、設備のうち主なものについて寸法を記載してください。 配置は、設備が配置されている建物の名称及び位置等を記載し、図面も添付してください。地下に設置されている場合はその旨を記載してください。 有害物質を処理した後、定量下限値未満となった水が流れる配管等、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を、その他参考となるべき事項の欄に記載してください。 瀬戸法の特定施設設置許可申請の場合は別紙 7 を使用してください。
別紙 2 特定施設の使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所及び操業の系統は別図を添付してください。 特定施設で使用する原材料の種類、使用方法、含まれる有害物質の種類及び使用量を原材料の欄に記載してください。原材料の欄に記載できない場合は別紙を添付してください。 汚水等の汚染状態の欄は、通常、最大において測定結果が無い場合は設計値を記載してください。排水基準に定められた事項のうち、pH、SS、COD、T-N、T-P、使用又は発生等の可能性のある有害物質等については必ず記載してください。 排水せずに産廃処理等する場合は、その旨を、その他参考となるべき事項の欄に記載してください。
別紙 3 汚水等の処理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 設置（変更）しようとする特定施設から排出される汚水等を処理するもの全てを記載してください。 し尿処理施設（72号）のように、処理施設自体が特定施設である場合は、別紙 1、2 と別紙 3 両方に同じ内容を記載してください。 処理の系統は、系統図を添付してください。 集水及び導水の方法は、集水及び導水系統を「工場全体の配置図」等に明示してください。 汚水等の汚染状態及び量の欄には、別紙 2 で記載した項目について同様に記載してください。 残さは種類毎に記載し、処理を業者等に委託する場合は、その旨を記載してください。 排出水の排出方法は、排水口の位置及び排出先、排出方法等を記載してください。

別紙 4 排出水の汚染 状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水、分流式下水道、合流式下水道等、排出先に関わらず、工場又は事業場から排出する排水口を全て記載してください。 ・排出水の汚染状態の欄は、別紙 2、3 と同様に記載してください。 ・その他参考となるべき事項は、河川名など排出先を記載してください。
別紙 5 排出水の排水 系統別の汚染 状態及び量	<ul style="list-style-type: none"> ・指定項目の別（COD、窒素、りん）の 3 項目）に作成してください。 ・業者その他の区分が同じであっても、排水口別、特定排水区分別（特定排水、間接冷却水、減圧用排水、生活排水、その他）、業種区分別に、詳細に分けて記載してください。コード番号、業種区分は「第 8 次水質総量規制関係資料」を参照又は尼崎市環境保全課までお問い合わせください。 ・1 日あたりの平均的な排水の量が 50 m³未満の工場又は事業場においては、記載を省略することができます。
別紙 6 用水及び排水 の系統	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図には、水量（通常値及び最大値）を記載してください。 ・系統図は、必要であれば別紙を添付してください。 ・用途は、「ボイラー用水」、「原料用水」、「製品処理用水」、「洗浄用水」、「冷却用水」、「生活用水」、「その他」などに区分してください。 ・使用水は、「上水道」、「工業用水」、「地下水」、「河川水」、「海水」、「その他」などに区分してください。また、循環使用水はその旨も併せて記載してください。 ・用水使用量は、通常値及び最大値を記載してください。
<p>法第 5 条第 3 項に係る届出</p> <p>別紙 12～15：別紙 1、1 の 2、2、6 と同様に記載してください。</p>	

(イ) 添付図面について

種類	記載内容
別紙 1 関係 別紙 15 関係	<p>工場付近見取図 (主要河川等への放流経路を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場周辺の公共用水域の分かるもの 1 万分の 1 から 2 万 5,000 分の 1 程度の図面に工場又は事業場の位置を明示し、工場又は事業場からの主要河川又は海域等に流入するまでの排水の放流経路を表示してください。 ・排水口の位置 1,000 分の 1 から 2,500 分の 1 程度の図面に工場又は事業場の排水口の位置を明示してください。 ・有害物質貯蔵指定施設についての届出など、工場又は事業場外への水の排出がない場合、放流経路や排水口の位置の明示は不要です。
別紙 2 関係 別紙 12、13、 14 関係	<p>工場内の配置図 (主要施設の配置図を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の位置がわかるもの 工場又は事業場内の平面図や建物配置図などを利用して、特定施設等、主要機械、主要装置、設備、汚水処理施設などの位置をわかりやすく明示してください。 ・特定施設等を設置する建物が複数階等の場合、各階の平面図により明示してください。 ・有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管場所も明示してください。 ・漏えい等を検知するための設備を設置する場合は、その位置を明示してください。

別紙 1 関係 別紙 1 の 2 関係 別紙 12、13 関係	特定施設等の構造図 (関連する主要機械、主要装置、設備の配置図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の構造図(立面図、平面図)等で施設全体の外形寸法又は主要寸法を明記してください。 ・特定施設等に関連する主要機械、主要装置を含む配置図としてください。 ・特定施設等の床面及び周囲について、防液堤、側溝、ためます等を設置する場合は位置を明示してください。
別紙 1 の 2 関係 別紙 13 関係	有害物質使用特定施設等の設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備について明示してください。 ・設備の外形寸法又は主要な寸法を明記してください。
別紙 2 関係 別紙 14 関係	施設の操業系統図 (フローシート)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等を含む一連の施設全体のフロー図により操業系統を明示してください。
別紙 3 関係	工場内排水経路図 (排水口の位置図を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内の排水経路(工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水)を排水系統別に平面図に明示してください。 ・排水口(雨水専用排水口を含む。)の位置を1,000分の1から2,500分の1程度の図面に明示してください。
別紙 3 関係	污水处理施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・立面図、平面図その他参考になるもの。主要寸法も明示してください。 ・污水处理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付してください。
別紙 3 関係	污水处理施設の処理系統図 (フローシート)	<ul style="list-style-type: none"> ・污水处理施設及び関連施設をフロー図に明示してください。通常値及び最大値両方の水量を記載してください。
別紙 6 関係 別紙 15 関係	用水及び排水の系統図 (有害物質貯蔵指定施設の場合、有害物質の搬入及び搬出の系統図)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の場合、必要に応じて用水及び排水の収支がわかる図面を添付してください。 ・有害物質貯蔵指定施設の場合、必要に応じて有害物質の搬入及び搬出がわかる図面を添付してください。 ・いずれの場合も、有害物質の保管場所を明示するとともに、有害物質貯蔵指定施設等の設備の状況がわかるようにしてください。
備考 変更届や変更許可申請の場合、添付する図面等については、原則として変更前を赤字や蛍光ペンで縁取りするなどして明示し、変更前後がわかりやすいようにしてください。		

(ウ) 汚濁負荷量測定手法届出書の別紙

種類	記載内容
特定排水等の汚染状態の計測方法、計測場所等（別紙1）	<ul style="list-style-type: none">・測定場所が複数あるときは、地点ごとにまとめてください。・COD、窒素、りんの3項目について記載してください。・測定機器のカタログの写しを添付してください。・排水経路図に測定点を示し、自動計測の場合は、採取位置、計測機器設置場所を示してください。・換算式の検証に用いたデータ、散布図を添付してください。
特定排水等の量の計測方法、計測場所等（別紙2）	<ul style="list-style-type: none">・COD、窒素、りんの3項目について記載してください。・排水経路図に測定点を示してください。また、流量計以外の場合、計測場所の断面図等を記載してください。
特定排水等の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法（別紙3）	<ul style="list-style-type: none">・COD、窒素、りんの3項目について記載してください。・事業場全体の汚濁負荷量を算定する方法を記載してください。

(2) 届出の方法

ア 届出者

届出者が、法人にあっては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等の代理人が届け出る場合は、委任状を添付してください。

イ 届出部数

届出は、届出書の正本に写し1通を添えて提出してください。（水質汚濁防止法施行規則第2条）

届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]

3 瀬戸法に基づく許可申請、届出

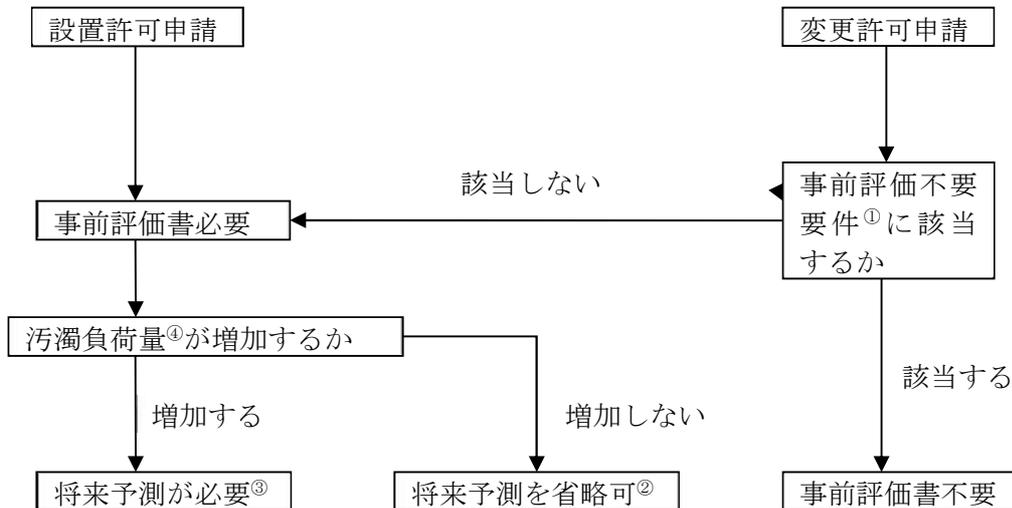
(1) 届出・申請の種類

申請・届出の種類	申請・届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設設置許可 (瀬戸法第5条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出水の量が日最大 50 m³以上の工場又は事業場で、特定施設（特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設）を設置しようとするとき ・水濁法又はダイオキシン類対策特別措置法の特定事業場で日最大排水量が 50 m³以上になるとき 	あらかじめ（許可後に工事着工が可能となります。）	様式第1 [届出・申請事項内容] ・別紙 1～7 ^{①②} (p.7 参照) ・別図 (p.8 参照) (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。) ・事前評価書 (省略できる場合有)
特定施設変更許可 (瀬戸法第8条第1項)	次の事項を変更しようとするとき <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設等の構造又は使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排出水の量（排水系統別の量を含む。） 		
特定施設使用届出 (瀬戸法第7条第2項)	法改正等により既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から30日以内	様式第2 [届出・申請事項内容] ・別紙 1～7 ^{①②} (p.7 参照) ・別図 (p.8 参照)
特定施設変更届出【軽微な変更】 (瀬戸法第8条第4項)	次の事項に変更があったとき <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1～3 までの「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項 ・別紙 4・5 の「その他参考となるべき事項」の欄に記載した事項（排出水の量又は排水系統別の水量に係るものに限る。） 	変更した日から30日以内	同上 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
特定施設変更届出 (瀬戸法第9条)	排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）、用水・排水の系統、特定施設の設備のみを変更したとき	変更した日から30日以内	
氏名等変更届出 (瀬戸法第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名を変更したとき ・工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき 	変更した日から30日以内	様式第5 又は統一様式
特定施設使用廃止届出 (瀬戸法第9条)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	様式第7
承継届出 (瀬戸法第10条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設を譲り受け、借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき 	承継した日から30日以内	様式第8 又は統一様式
備考① 別紙 1～7 は、水質汚濁防止法に係る別紙 1～6 (1 の 2 を除く。) と、瀬戸内海環境保全特別措置法で定める別紙 7 に相当します。 ② ダイオキシン類特別措置法の水質基準対象施設に係るものについては、「ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項」を別紙により添付してください。			

(2) 事前評価制度について（瀬戸法第5条第3項～第7項）

事業者は、特定施設の設置許可申請又は汚濁負荷量が増加するような変更許可申請を行おうとするときは、事前評価書を3週間公衆に縦覧する等の手続きが必要です。

ア 事前評価書の要・不要



備考① 事前評価不要要件について（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2）

変更許可申請であり、次の1～3のいずれかに該当する場合、事前評価の手続き（事前評価書の提出及び3週間の縦覧）は不要となります。

- 1 次の全てに該当するもの
 - (1) 汚水等を処理していないときは、汚水等の水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
汚水等を処理しているときは、処理後の水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと
 - (2) 排水口の位置及び数、排出水の排出の方法に変更がないこと。
- 2 次の全てに該当するもの
 - (1) 各排水口における水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
 - (2) 排水口の位置及び数、排出水の排出の方法に変更がないこと、又は廃止すること。
- 3 次の全てに該当するもの
 - (1) 各排水口における水量及び汚染状態のいずれも増加しないこと。
 - (2) 雨水、冷却水等専用排水口を変更すること。
- ② 将来予測が不要な場合（事前評価書必要部数3部）
将来水質の予測が不要です。また、周辺公共用水域の現況水質の測定も不要です。（既存の公的データを利用）
- ③ 将来予測が必要な場合（事前評価書必要部数6部程度）
将来水質の予測及び周辺公共用水域の現況水質調査も必要です。
- ④ 汚濁負荷量
汚濁負荷量の項目（COD、SS等）のうち1つでも汚濁負荷量が増加する場合は、水質調査、予測が必要となるので留意してください。

イ 事前評価に関する書面の記載内容について（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第4条）

1	表紙（年月日、住所氏名等）
2	許可申請書の概要
3	工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置 ^① 及び数
4	工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値、当該排出水の1日当りの通常量及び最大の量並びに当該排出水の汚濁負荷量
5	工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
6	周辺公共用水域 ^② の水質の現況 ^③ 及び排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度 ^④
7	その他当該特定施設の設置等が環境に及ぼす影響についての事前評価に関し参考となるべき事項 ^⑤

備考① 排水口の位置

排水口の位置については、当該特定事業場の全ての排水口について図示するとともに、当該許可申請に係る特定施設の排水口の位置を明示してください。

② 周辺公共用水域の範囲（将来予測を省略できる場合は、範囲の決定は省略できる。）

次のように取り扱うとともに、その範囲及びその周辺の状況を図示してください。

1 海域に排出する場合

新規に排出水量が増大する排水口の最大排出量 $Q \text{ m}^3/\text{日}$ （既存分を含む。）を用いて、次式により求められる各排水口を中心とする半径 r （新規増大排出水量が $10,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上のときは $2r$ ）の円内水域とします。ただし、排水口が2ヶ所以上あるときで円内水域が重なる場合には、これらは一体のものみなされます。

$$\log(r^2 \theta / 2) = 1.2261 \log Q + 0.086 \quad (\text{新田式})$$

r : 排水口より周辺公共用水域の外縁までの距離 (m)

θ : 拡散角度 (ラジアン) 半円に一樣に拡散する場合は $\theta = \pi$

Q : 排水口の最大排出水量 (既存分を含む) ($\text{m}^3/\text{日}$)

2 河川域に排出する場合

当該特定事業場の最下流側にある排水口から、その事業場の全排水量（新設部分に係る排水を含む。）が排出されるものとみなし、河川の流況により、次のように定めます。

- (1) 排水口直下の河川低水流量が排水量の100倍以上である場合（河口に至っても河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想されない場合を除き、排水口直下の河川の低水流量が排水量の100倍未満であって、排水口から河口までの間のある地点における低水流量が排水量の100倍以上となり、かつ当該地点から河口までの間において河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想されるときを含む。）

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から、河川水と排水水とが十分に混合して一樣な水質に達すると予想される地点までの河川水域とします。

- (2) (1)以外の場合は、当該特定事業場の最上流の排水口の位置から河口までの河川水域、及び河口での流心を中心として、海域の式にあてはめて求めた半径 r の円内海域（新規に増大する排出量が $10,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上である場合には、当該 r の2倍を半径とする円内海域）の両方とします。

- ③ 周辺公共用水域の水質の現況（将来予測を省略できる場合は、尼崎市等が実施した既存の測定結果を利用しない場合は代表的な1組で1日3回測定する。）

当該周辺公共用水域内の環境基準点における水質の測定資料があれば、その環境基準点等ごとの各測定値を記載するほか環境基準その他の環境目標、排水基準等に定められている物質又は項目のうち、当該特定事業場の排水に関係ある物質又は項目に関し、次の測定点における測定値、測定時期及び測定機関名を記載するとともに、測定点の位置及びその周辺の状況を図示してください。

1 海域に排出する場合

測定点の位置	新規に増大する最大排出水量によって、次のとおり測定点の位置を決定します。		
	新規に増大する最大排出水量	測定点の位置	
	1,000 m ³ /日未満	1側線3点以上	(1/3)r、(2/3)r、rの直近の外側
	1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満	3側線各3点以上 (9点以上)	同上
	10,000 m ³ /日以上 50,000 m ³ /日未満	3側線各6点以上 (18点以上)	(1/3)r、(2/3)r、r、(4/3)r、(5/3)r、2rの直近の外側
	50,000 m ³ /日以上	3側線(4+6+4=14点)、2rの外側(2点×3=6点) 計20点以上 200m～500mごとに設ける。	
測定部位	表層(水面下0.5m)、中層(水面下2.0m)		
測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排水に関係があるもの		
測定回数	増加する排水量が400 m ³ 未満	概ね1週間以上の間隔で、2時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	
	増加する排水量が400 m ³ 以上	概ね1週間以上の間隔で、3時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	

2 河川域に排出する場合

測定点の位置	①周辺公共用水域の直上流 ②最下流の排水口の直下流(事業場の新設の場合は不要) ③支流等により流量が変化する全ての地点 ④下流端(最大排出水量の100倍以上となる地点)		
測定部位	水面下水深2割の深さの場所		
測定項目	環境基準、排水基準などに定められている物質又は項目のうち、排水に関係があるもの		
測定回数	増加する排水量が400 m ³ 未満	概ね1週間以上の間隔で、2時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	
	増加する排水量が400 m ³ 以上	概ね1週間以上の間隔で、3時期各1日以上、各1日のうちで3回以上	

④ 将来水質の予測

各測定点のうち、周辺公共用水域内において行うものとし、その測定項目のうち、水質に及ぼす排出水の影響を排出水が拡散希釈される状態をもって推定することが妥当である測定項目については次式によって予測してください。

1 海域に排出する場合

- (1) 新規に増大する最大排出水量が 50,000 m³/日未満の場合

$$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$$

$$C = 1 - \exp\left\{ - \frac{Q_0}{\theta dp} \left(\frac{1}{X} - \frac{1}{\ell} \right) \right\} \quad (\text{ヨ一ゼフ・ゼンドナー式})$$

$$\exp\{a\} = e^a$$

S' : 測定点付近の将来水質 (mg/L)

S₁ : 周辺公共用水域の外縁直近の外側の測定点の現況水質 (mg/L)

S₀ : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排出水の水質の平均値 (mg/L) (ただし、一体とみなされる場合には、各排水口における平均値の加重平均値とする。)

C : 希釈率

Q₀ : 周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量 (m³/日)

θ : 拡散角度 (例: 半円に一樣に拡散する場合は、θ = π)

d : 排出水の混合層厚 (m)、原則として 2m とする。

p : 拡散速度 (m/日)、原則として 864m/日とする。

x : 排水口より測定点までの距離 (m)

ℓ : 排水口より周辺公共用水域外縁までの距離 (m)

- (2) (1)にかかわらず新設部分に係る排水口 (一体とみなすものを含む。) の新規に増大する 排水量が 50,000 m³/日以上の場合には、電算機により、次の基本式を用いた数値解法により算定するものとし、塩分の現状濃度分布等の計算を実地するなど再現性を十分検討するとともに、当該特定事業場以外から排出される汚濁負荷量の資料が入手できる場合には絶対濃度で、入手できない場合には相対濃度を計算し、希釈率を求めて、将来水質を推定してください。また計算対象範囲は 20km を限度として周辺公共用水域の 2.5 倍の範囲とし、その境界値としては、絶対濃度計算の場合には周辺公共用水域の 2.5 倍以上の沖合の水質を、相対濃度計算の場合には 0 をそれぞれ用い、拡散係数は最大流速が 0~0.3m/sec の場合には 10⁴cm²/sec、0.31~3.0m/sec の場合には 10⁵cm²/sec、3.01m/sec 以上の場合には 10⁶cm²/sec をそれぞれ採用するものとします。

$$\frac{\partial s}{\partial t} + \frac{\partial (Us)}{\partial x} + \frac{\partial (Vs)}{\partial y} = K_x \frac{\partial^2 s}{\partial x^2} + K_y \frac{\partial^2 s}{\partial y^2} + q$$

s : 点 (x, y) における時刻 t における濃度

U, V : それぞれ x 方向、y 方向への流速

K_x, K_y : それぞれ x 方向、y 方向への拡散係数

q : 単位時間、単位体積あたりの平均汚濁負荷量

なお、U、V については原則として境界値の強制振動値として M2 潮を用いて次式の数値解法により求めることとします。

$$\frac{\partial M}{\partial t} = -g (H+h) \frac{\partial h}{\partial x}$$

$$\frac{\partial N}{\partial t} = -g (H+h) \frac{\partial h}{\partial y}$$

$$\frac{\partial h}{\partial t} = - \left(\frac{\partial M}{\partial x} + \frac{\partial N}{\partial y} \right)$$

H : 水深

h : 潮夕による水位変動量

M : M = U (H+h)

N : N = V (H+h)

g : 重力の加速度

2 河川域に排出する場合

各測定点について、次式により将来水質を予測してください。

$$S' = \frac{SQ + (S_0Q_0 - S_0'Q_0')}{Q + (Q_0 - Q_0')}$$

S' : 測定点付近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質 (mg/L)

S : 測定点付近の現況水質 (低水量※時) (mg/L)

Q : 測定点付近の流量 (低水量時) (m³/日)

S_0 : 新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量の水質の平均値 (mg/L)

Q_0 : 新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量 (m³/日)

S_0' : 現状での当該特定事業場よりの全排水の水質の平均値 (mg/L)

Q_0' : 現状での当該特定事業場よりの全排水量 (m³/日)

※ 低水量とは、1年のうち、275日はこれよりも減少することのない流量のことをいいます。

⑤ その他参考となるべき事項について

必要に応じ、スラッジの処理方法、あるいは低質等の調査結果、上水道その他の取水源位置との関係、漁業権との関係、自然環境保全地域との関係等を記載してください。

(3) 申請・届出の方法

ア 申請者・届出者

申請者が、法人にあつては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等の代理人が届け出る場合は、代表者から代理人への委任状を添付してください。

イ 申請・届出部数

申請・届出は、申請書・届出書の正本に写し1通を添えて提出してください。（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第2条）

また、事前評価書に関して、将来予測を実施した事前評価書については6部程度、将来予測を省略した事前評価書については2部提出してください。

申請・届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種申請・届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]

4 兵庫県条例に基づく届出

(1) 届出

兵庫県条例施行規則別表 5 (p.45) で定める施設（以下、「特定施設等」という。）を次の事業場等に設置する場合は、下表の届出が必要です。なお、瀬戸法、水濁法と重複する施設は兵庫県条例の手続きは不要です。

- ・ 有害物質を使用し、又は排出する工場等
- ・ 通常の排水量が 50 m³/日以上以上の工場等
- ・ 別表 5 の 106 にあつては調理室の面積が 100 m²

届出の種類	申請・届出が必要な場合	手続きの時期	必要な様式、別紙
特定施設等設置届 (兵庫県条例第 43 条第 1 項)	特定施設等を設置しようとする時	工事着手の 60 日以上前	様式第 8 別紙 3(1)～(5)、 別図
特定施設等使用届 (兵庫県条例第 43 条第 2 項)	既存の施設が新たに特定施設となったとき	特定施設となった日から 30 日以内	同上
特定施設等変更届 (兵庫県条例第 44 条)	次の事項を変更しようとするとき ・ 特定施設等の構造又は使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排水等の量 (排水系統別の量を含む。)	工事着手の 60 日以上前	様式第 9 別紙 3(1)～(5)、 別図 (別紙、別図は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。)
氏名等変更届 (兵庫県条例第 47 条)	・ 届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあつては代表者の氏名を変更したとき ・ 工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	氏名等を変更した日から 30 日以内	様式第 5
使用等廃止届 (兵庫県条例第 47 条)	特定施設等の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	様式第 6
承継届 (兵庫県条例第 42 条第 4 項)	・ 特定施設等を譲り受け、借り受けたとき ・ 相続、合併又は分割があつたとき	承継した日から 30 日以内	様式第 7
備考 書類の作成については水質汚濁防止法の該当項目をご参照ください。			

(2) 設備基準（兵庫県条例第 34 条）

兵庫県条例では、規則別表第 5 に定める施設を設置する際に次の設備基準を定めています。
なお、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の定める施設は全て兵庫県条例規則別表第 5 に含まれます。

平成 8 年兵庫県告示第 542 号別表 5 の 2 設備基準

畜産業外 （兵庫県条例規則別表第 5 の 1 の項から 106 の項までに掲げる施設（2 の項に掲げる施設を除く。）	1 工場内においては、汚水を地下に浸透させることなく処理施設によって処理すること。 2 工場等の排出水に係る処理施設における処理の方法は、希釈のみによることのないように管理すること。
畜産業 （兵庫県条例規則別表第 5 の 2 に掲げる施設）	1 畜舎には、ふん尿等の汚物処理施設として不浸透性の汚物だめ及び汚水だめを設け、それぞれにおおいをつけること。 2 畜舎から汚物だめ及び汚水だめまでの間には、不浸透性の排水溝を設けること。 3 畜舎には、ふん尿の固液分離等ができる施設を設けること。 4 汚物だめ及び汚水だめは、常に清潔を保つように管理すること。

(3) 届出の方法

ア 届出者

届出者が、法人にあっては、その代表者（代表取締役）の氏名を記載してください。工場長等、代理人が届け出る場合は、代表者から代理人への委任状を添付してください。

イ 届出部数

届出は、届出書の正本に写し 1 通を添えて提出する必要してください。

届出用紙は尼崎市のホームページでダウンロードできます。

各種届出の記載例も尼崎市のホームページに掲載していますのでご参照ください。

尼崎市HPアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

→[サイト内検索：水質関連施設 届出]

第3 排水規制

特定事業場から公共用水域に排出される雨水や冷却水を含む全ての水（排水）に対して、排水基準が適用されます。

1 排水基準等

特定事業場からの排水等に対して適用されるものであり、濃度規制基準と総量規制基準の2種類があります。

(1) 濃度規制

ア 排水基準（水濁法第12条）

(ア) 特定事業場

特定事業場において排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適しない排水を排出できません。

また、排水口とは排水口の形態に備えているものに限らず、排水を排出する全ての場所をいい、全ての排出口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、基準には全国一律排水基準と、兵庫県が定める上乘せ排水基準があり、両方を遵守することが必要です。（排水基準の値については、p. 48～56 参照）

日平均排水量	50 m ³ 以上	30 m ³ 以上 50 m ³ 未満	30 m ³ 未満
有害物質	濃度規制対象		
COD、窒素、りん	総量規制対象		
生活環境項目	濃度規制対象		—

(イ) 特定事業場以外の工場等

水濁法及び瀬戸法の対象とならない工場等（畜産業に係る工場を除く。）にあつては、兵庫県条例で定める排出基準（p. 57、58 参照）を遵守する必要があります。（兵庫県条例第35条）

イ 測定義務（水質汚濁防止法施行規則第9条）

排水を排出する者は、排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

(ア) 測定頻度

上記の基準が適用される項目については、1年に1回以上（旅館業〔温泉を利用するものに限る。〕に属する特定事業場に係る排水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、3年に1回以上）の測定が義務付けられています。その他項目については、必要に応じて実施してください。

(イ) 測定時期

排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採水してください。

(ウ) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境省告示第64号）にて行ってください。

有害物質の測定は、事業場内で原材料として使用されるものも含めて、保管、使用される等、排出される可能性がある項目について測定が必要です。

(エ) 測定結果の記録

様式第8（水質測定記録表）により記録してください。計量証明書がある場合は省略することができます。

(オ) 測定結果の保存

測定結果の記録は、試料採取記録（採水日、保存方法等）、測定装置の点検記録、チャート紙等と共に3年間以上保存することが義務付けられています。

(2) 総量規制（水濁法第4条の5、瀬戸法第12条の3）

総量規制基準は、指定地域内（尼崎市内は全域が対象）の日平均排水量 50 m³以上の特定事業場からの特定排水に対して適用される、COD、窒素、りんの汚濁負荷量の排出基準です。現在、第8次総量規制（総量規制値は第7次と同値）が実施され、上記項目について事業場ごとに汚濁負荷量の上限が定められています。

ア 規制値の算定方法

事業場から排出される汚濁負荷量の総量規制基準値（L）は、「特定排水」の量と、業種毎に知事が定める値（C）から次式により算出します。

$$L=C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

C：業種毎に知事が定める COD、窒素含有量、りん含有量の値（単位：mg／ℓ）

Q：特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用される水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう）の量（単位：m³／日）

COD、窒素、りんの総量規制基準値の計算は、業種と時期で区分した C 値と Q 値ごとに行い、その結果を合計したものととなります。C 値については、各兵庫県告示の別表を参照ください。

CODに係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第733号）

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

窒素含有量に係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

りん含有量に係る総量規制基準値（平成19年6月22日付け兵庫県告示第734号）

$$L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

※ C 値と Q 値は、特定排水が増加した時期により、下記のとおり区分されます。

施設の設置等により排水量が増加した時期	特定排水の呼称、（ ）内は対応する C の呼称		
	COD	窒素	りん
昭和55年6月30日までに設置	Q _{co} (C _{co})	Q _{no} (C _{no})	Q _{po} (C _{po})
法改正等により新たに特定事業場になった場合（使用届の対象）			
昭和55年7月1日から平成3年6月30日の間に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について	Q _{ci} (C _{ci})		
平成3年7月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について	Q _{cj} (C _{cj})		
平成14年10月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について		Q _{ni} (C _{ni})	Q _{pi} (C _{pi})
平成19年9月1日以降に施設の設置・変更許可申請又は届出がなされ、増加した排水量について			

イ 測定義務（水質汚濁防止法施行規則第9条の2）

総量規制対象事業場は、特定排出水の水量、COD、窒素含有量及びりん含有量を測定し、汚濁負荷量を算出し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

（ア） 測定頻度

測定頻度は、事業場の日平均排水量によって異なります。

事業場の日平均排水量	測定頻度
400 m ³ 以上	排水の期間中毎日
200 m ³ 以上 400 m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上

（イ） 測定方法

測定方法については、あらかじめ法第14条第3項に基づく「汚濁負荷量測定手法届出書」の提出が必要です。

（ウ） 測定結果の記録

上記の頻度で測定した汚濁負荷量は、様式第9（汚濁負荷量測定記録表）に記録してください。

（エ） 測定結果の保存

測定の結果は、3年間以上保存することが義務付けられています。

2 地下水浄化措置（水濁法第14条の3）

特定事業場、有害物質貯蔵指定事業場において「有害物質に該当する^①」物質を含む水の地下への浸透があったことにより、周辺の飲用井戸等が汚染され、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあると認めるときは、「被害を防止するに必要な限度」において地下水の水質浄化措置命令の対象となることがあります。

なお、「被害を防止するに必要な限度」とは、地下水の利用等の状態に応じて定める地点（測定点）において浄化基準（p.59参照）（複数の者が命令対象の場合は削減目標）を達成することを示します。

備考① 地下浸透した時点では有害物質に指定されていなくても、措置命令時点で有害物質に指定されている場合なども含みます

第4 構造基準等（地下水汚染未然防止）

有害物質により地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備に対して、有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造等に関する基準及び定期点検等の実施義務が定められています。

1 構造基準等の遵守義務（水濁法第12条の4）

水濁法により、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造等に関する基準）が定められています。

構造等に関する基準は、施設本体の床面及び周囲、配管等、排水溝等及び地下貯蔵に対して定められています。

遵守すべき構造等に関する基準は、施設の設置時期等により異なり、A、B、C基準の呼び方で区別されています。

A 基準：新設の施設を対象とした措置

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成しています。

既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の定期点検を採用することが認められています。

B 基準：既設の施設を対象とした措置

平成24年6月1日の時点で既に設置されている施設（既設の施設。設置工事中も含む。）について、実施可能性にも配慮した基準です。

C 基準：既設について改正水質汚濁防止法の施行後3年間（～平成27年5月31日）で適用できた措置基準であり、現在は認められていません。

2 構造等に関する定期点検の実施（水濁法第14条第5項、水質汚濁防止法施行規則9条の2の2）

水濁法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等について、目視等の方法により定期点検を実施し、その結果を記録し、3年間保存しなければならないと定められています（土壌汚染状況調査における土壌汚染のおそれの区分の分類に活用することが想定される場合には、それ以降も適切に記録を保存してください）。

定期点検は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造等に関する基準の内容に応じて点検の内容及び頻度、点検結果を踏まえた措置、記録等に関する規定が定められています。

定期点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に異常が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じる必要があります。

※ 有害物質使用特定施設等の構造及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法及び記録事項等については次の「(3) 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等表①～⑧」(p. 23～p. 30)をご参照ください。

また、詳細な内容については、環境省ホームページにマニュアル「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

3 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等

(1) 施設本体が設置される床面及び周囲

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
施設本体が設置される床面及び周囲	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造。 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 (2) 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	
			措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	
	2	3	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
	B	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準の1の(1)に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		2	有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1の(1)に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上

(2) 施設本体

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
施設本体	設定なし			施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
				床面及び周囲がB基準に適合する場合	
				施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じた適切な回数

(3) 地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合は、この限りではない。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	2	有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	
	B	1	漏洩が目視で確認できるように設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

(4) 地下配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地下配管等 （地下に設置する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) トレンチの中に設置されていること。 (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
				トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	A	2	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 ^① 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じた適切な回数
				措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
				措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	トレンチ中に設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
				トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
		B	2	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無
措置に応じた点検事項					措置に応じた頻度

備考① 下記1又は2の場合は、3年に1回以上とします。

- 危険物の規制に関する規則（S34 総理府令 55 号） 第 62 条の 5 の 3 に規定する地下埋設管であって消防法（S23 法 186 号） 第 11 条第 5 項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を経過していないものである場合
- 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を 1 月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3 月）に 1 回以上行う場合

(5) 排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
排水溝等 （排水溝、 排水ます、 排水ポンプ 等の排水設 備）	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 ^①
			2	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項
	B	1	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
				排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 有害物質の濃度の測定を行う場合は、3月に1回以上
2	B基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		

備考① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とします。

※ <有害物質を含まない水と判断する基準について>

有害物質が付着した器具等を何度か洗浄し、廃液を別容器等に回収することにより、洗浄施設からの排水中の有害物質濃度が検出限界未満にできる場合には、それ以降の洗浄水については有害物質が含まれない水と判断することができます。その場合、配管、排水溝等については、有害物質が流れないため構造基準及び定期点検は適応されません。

（※洗浄施設本体については、構造基準及び定期点検の対象となります。）

(6) 地下貯蔵施設

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
地下貯蔵施設	A	1	次のいずれにも適合すること。 (1) タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 (2) 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 (3) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 ^① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数
		2	A基準の1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	次のいずれにも適合すること。 (1) A基準の1の(3)に適合すること。 (2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流動の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 有害物質の濃度の測定により漏えいの有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上
		2	次のいずれにも適合すること。 (1) A基準の1の(3)に適合すること。 (2) 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じた適切な回数
		3	B基準の2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。		
		4	B基準の1と2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。(B基準の3を除く。)	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度

備考① 下記1又は2の場合は、3年に1回以上とします。

- 危険物の規制に関する政令（S34政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合
- 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置すること、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

(7) 使用の方法

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法	
	基準	区分	内容	項目	頻度
有害物質使用特定施設等に係る使用の方法	A ・ B 共通		<p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>(2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>(4) (1)～(3)の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	(4)の管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上

※ 管理要領には、有害物質使用特定施設等の使用の方法並びに点検方法、点検回数が規定されている必要があります。作成に当たりますは、環境省ホームページに「地下水汚染未然防止のための管理要領等作成の手引き」が掲載されていますので、そちらをご参照ください。

管理要領作成の際には、同時に点検要領、点検記録表をセットで整備することが望ましいことから、点検要領、点検記録表についても、作成いただきますようお願いします。

尼崎市ホームページに、管理要領、点検要領、点検計画表及び点検記録表の作成例を抜粋し、掲載していますので、そちらもご参照ください。

(8) 定期点検等の記録事項

定期点検における記録事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(2) 点検年月日(3) 点検の方法及び結果(4) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名(5) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合の、記録事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 異常が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(2) 異常等を確認した年月日(3) 異常等の内容(4) 異常等を確認した者の氏名(5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第5 事故時の措置等

1 水濁法に基づく事故時の措置（水濁法第14条の2）

ア 特定事業場（水濁法第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損、その他の事故が発生し、有害物質若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害^①が発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置^②を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

イ 指定事業場（水濁法第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、当該事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

ウ 貯油事業場等（油流出事故の措置）（水濁法第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

2 兵庫県条例に基づく事故時の措置（兵庫県条例第52条、兵庫県条例規則第14条）

工場等（特定事業場に限らず、工場、事業所等事業を行う場所をいう。）を設置している者は、施設の故障、破損等が発生し、著しい汚水を排出したりしたときは、当該事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、事故により規制基準に適合しない汚水を排出し、復旧に48時間以上かかる場合は、事故の状況、原因、応急措置の内容、復旧工事の計画を届け出なければなりません。

3 無過失責任（水濁法第19条）

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は、これによって生じた損害を賠償する責任があると定めています。

4 事業者の責務（水濁法第14条の4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じなければならないと定めています。

第6 その他

1 罰則

ア 水質汚濁防止法

第30条	下記の命令に違反した者 水濁法第8条：排水基準、特定地下浸透水の基準に係る計画変更命令等 水濁法第8条の2：総量規制基準に係る事前措置命令 水濁法第13条第1項：排水基準に係る改善命令等 水濁法第13条第3項：総量規制基準に係る改善命令等 水濁法第13条の2第1項：特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等 水濁法第13条の3第1項：構造基準等に係る改善命令等 水濁法第14条の3第1、2項：地下水の水質浄化に係る措置命令等	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第31条	水濁法第12条第1項：排水基準に違反した排出水を排出した者 水濁法第14条の2第4項：事故時の措置命令に違反した者 水濁法第18条：緊急時の措置命令に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失による法第12条第1項違反は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）
第32条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第5条：設置届出 水濁法第7条：構造等の変更届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第33条	水濁法第6条：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第9条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 水濁法第14条第1、2、5項：排水及び排水の汚濁負荷量の測定、記録、保管義務、構造及び使用基準に係る点検結果の記録、保管義務に違反した者 水濁法第22条第1項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者、市職員等の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 水濁法第22条第2項：汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者	30万円以下の罰金
第34条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第35条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第10条：氏名等変更届出等 水濁法第11条第3項：承継届出 水濁法第14条第3項：汚濁負荷量測定手法届出	10万円以下の過料

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法

第24条	下記の規定に違反した者 瀬戸法第5条第1項：設置許可 瀬戸法第8条第1項：構造等変更許可 瀬戸法第11条：上記の違反に係る措置命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第25条	瀬戸法第7条第2項：使用届をせず、又は虚偽の報告をした者 瀬戸法第12条の6第1、2項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者	10万円以下の罰金
第26条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第27条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 瀬戸法第8条第4項：特定施設の構造等の軽微な変更届出 瀬戸法第9条：氏名等変更届出等 瀬戸法第10条第3項：承継届出	10万円以下の過料

ウ 兵庫県条例（抜粋）

第160条	下記の命令に違反した者 県条例第45条：規制基準に係る計画変更命令等 県条例第48条第2項：規制基準に係る改善命令等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第161条	県条例第35条第1項：排出基準に適合しない汚水を排出した者 県条例第50条第1項又は第51条第3項：一般工場等に対する命令等に違反した者	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第163条	県条例第43条第1項：設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金
第164条	県条例第43条第2項：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第44条：変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第46条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 県条例第151条第1、2、4項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者 県条例第152条第1項：市職員等の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 県条例第152条第3項：市職員等のに立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	10万円以下の罰金
第165条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第42条第3項（第43条第4項において準用する場合を含む。）：承継届出 県条例第47条第1項：氏名等変更届出等 県条例第52条第2項：事故届出 県条例第52条第3項：事故復旧届出	5万円以下の罰金又は科料
第166条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第159条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。	

2 関係法令

ア ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 の特定施設（p. 46 参照）を設置する工場・事業場からの排水については、ダイオキシン類の排出基準（p. 58 参照）が適用されます。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置（変更）しようとする場合は、設置（変更）届出が必要となります。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象に係るもの。）を設置（変更）しようとする工場・事業場の日最大排水量が 50 m³以上の場合は、瀬戸法の設置（変更）許可が必要となります。（瀬戸法の許可を申請する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法による届出は不要となります。）

イ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設（水質汚濁防止法の特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設）を設置（変更）しようとする場合、下水道法に基づく届出が必要です。

ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であって、日平均排水量が 1,000 m³以上の工場又は、有害物質発生施設を設置し、排水を排出又は地下浸透させている工場は、公害防止管理者等の設置及び届出が必要です。

巻末資料

資料1 有害物質、生活環境項目、油、指定物質

1 有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）

	物質名		物質名
1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	17	1,1,2-トリクロロエタン
		18	1,3-ジクロロプロペン
4	鉛及びその化合物	19	チウラム
5	六価クロム化合物	20	シマジン
6	砒素及びその化合物	21	チオベンカルブ
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22	ベンゼン
8	ポリ塩化ビフェニル	23	セレン及びその化合物
9	トリクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
11	ジクロロメタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸塩及び硝酸化合物
12	四塩化炭素		
13	1,2-ジクロロエタン	27	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

2 生活環境項目（水質汚濁防止法施行令第3条）

	物質名		物質名
1	水素イオン濃度	7	亜鉛含有量
2	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	8	溶解性鉄含有量
		9	溶解性マンガン含有量
3	浮遊物質	10	クロム含有量
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量、動植物油脂類含有量）	11	大腸菌数
		12	窒素又はりん含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）
5	フェノール類含有量		
6	銅含有量		

3 油（水質汚濁防止法施行令第3条の4）

原油	重油	潤滑油	軽油
灯油	揮発油	動植物油	

4 指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）

	物質名		物質名
1	ホルムアルデヒド	33	チオリン酸0,0-ジメチル-0- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (フェニトロチオン又はMEP)
2	ヒドラジン		
3	ヒドロキシルアミン	34	チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (イプロベンホス又はIBP)
4	過酸化水素		
5	塩化水素	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (イソプロチオラン)
6	水酸化ナトリウム		
7	アクリロニトリル	36	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミ ジニル) (ダイアジノン)
8	水酸化カリウム		
9	アクリルアミド	37	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (5-フェニル-3-イソオキサゾル) (イソキサチオン)
10	アクリル酸		
11	次亜塩素酸ナトリウム	38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (クロルニトロフェン又はCNP)
12	二硫化炭素		
13	酢酸エチル	39	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (クロルピリホス)
14	メチルターシャリブチルエーテル (MTBE)		
15	硫酸	40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
16	ホスゲン	41	エチル= (Z) -3-[N-ベンジル-N-[[メチル (1-メチルチオエチリデ ンアミノオキシカルボニル) アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (アラニカルブ)
17	1,2-ジクロロプロパン		
18	クロルスルホン酸		
19	塩化チオニル	42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7- メタノ-1H-インデン (クロルデン)
20	クロロホルム	43	臭素
21	硫酸ジメチル	44	アルミニウム及びその化合物
22	クロルピクリン	45	ニッケル及びその化合物
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (ジクロルボス又はDDVP)	46	モリブデン及びその化合物
		47	アンチモン及びその化合物
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオ ホスフェイト (オキシデプロホス又はESP)	48	塩素酸及びその塩
		49	臭素酸及びその塩
		50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
25	トルエン	51	マンガン及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	52	鉄及びその化合物
27	スチレン	53	銅及びその化合物
28	キシレン	54	亜鉛及びその化合物
29	パラ-ジクロロベンゼン	55	フェノール類及びその塩類
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフ ェニル (フェノブカルブ又はBPMC)	56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.13.7]デカン (ヘキサメチレンテトラミン)
		57	アニリン
31	3,5-ジクロロ-N- (1,1-ジメチル-2-プロピニ ル) ベンズアミド (プロピザミド)	58	ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) 及びその塩
		59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びそ の塩
32	テトラクロロイソフタロニトリル (クロロタロニル又はTPN)	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (油)

資料2 特定施設

1 水濁法が定める特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1（第1条関係））

番号	名称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1 の 2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

番号	名称
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

番号	名称
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	<p>洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設

番号	名称
25	削除（平成29年8月16日）
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設</p> <p>ロ 水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 静置分離器</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>

番号	名称
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設

番号	名称
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	薬業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

番号	名称
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法〔昭和32年法律第177号〕第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法〔昭和33年法律第84号〕第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法〔昭和23年法律第138号〕第2条第1項に規定するもの〔下宿営業を除く。〕をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法〔昭和29年法律第160号〕第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積〔以下単に「総床面積」という。〕が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法〔昭和46年法律第35号〕第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	削除

番号	名称
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律〔昭和45年法律第136号〕第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法〔昭和26年法律第185号〕第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和45年法律第137号〕第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者〔同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。〕をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
みなし指定 地域特定施設	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

2 兵庫県条例が定める特定施設（環境の保全と創造に関する条例施行規則別表5（抜粋））

（1～100 水質汚濁防止法施行令別表第1の1～74に同じ）

番号	名称
101	29の項、31の項、33の項、34の項、39の項、40の項、42の項から44の項まで、53の項、54の項、62の項、71の項及び72の項（水質汚濁防止法施行令別表第1の23、24、26、27、32、33、35～37、46、47、53、62、63の項に同じ）に掲げる事業以外の事業の用に供する廃ガス洗浄施設
102	31の項、34の項、40の項、43の項、70の項及び71の項（水質汚濁防止法施行令別表第1の24、27、33、36、61、62の項に同じ）に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式集じん施設
103	46の項（水質汚濁防止法施行令別表第1の39項）に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式脱臭施設
104	塗料製造業の用に供する塗料調合施設
105	圧縮ガス又は液化ガスの製造業の用に供するガス洗浄施設
106	給食業の用に供するちゅう房施設
備考1	1～74 は水質汚濁防止法及び兵庫県条例両方の対象（水質汚濁防止法及び神戸市環境保全特別措置法の手続きと重複しないもののみ、兵庫県条例の手続きが必要）
2	101～105 については、通常排水量50㎡/日以上工場等又は水濁法の有害物質を使用又は排出する工場等
3	106 については、通常排水量50㎡/日以上工場等又はちゅう房面積100㎡以上のもの

3 ダイオキシン類対策特別措置法が定める特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集めたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法〔焙焼炉で処理しないものに限る。〕によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
15	<p>廃棄物焼却炉（火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）</p>
17	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項、及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>

資料3 排水基準

1 国が定める排水基準（一律排水基準）（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1、2） 有害物質に係る排水基準（別表第1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 ^①	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物 ^①	海域以外：ほう素 10 mg/L 海域：ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物 ^①	海域以外：ふっ素 8 mg/L 海域：ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^①	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン ^①	0.5 mg/L
<p>備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法〔昭和23年法律第125号〕第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

注① 暫定排水基準が設定されている業種があります。省令を確認してください。

生活環境項目に係る排水基準（別表第2）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量 ^①	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均800 CFU/mL
窒素含有量 ^①	120 mg/L（日間平均60 mg/L）
磷含有量 ^①	16 mg/L（日間平均8 mg/L）

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注① 暫定排水基準が設定されている業種があります。省令を確認してください。

2 県が定める排水基準（上乘せ排水基準）

（水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）別表第1）

有害物質に係る排水基準（別表第1）

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	シアン 0.7 mg/L	シアン 0.3 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.7 mg/L	0.3 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.35 mg/L	六価クロム 0.1 mg/L
砒素及びその化合物	—	砒素 0.05 mg/L

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）に係る排水について適用する。

3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法〔昭和23年法律第125号〕第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものに係る排水については、当分の間、適用しない。

4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下「特定施設等」という。）となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。

(1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間）

(2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間）

5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

(1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場

(5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

注① 国が定める一律基準値（カッコ内）を遵守する必要があります。（県上乘せ排水基準値より厳しいため。）

生活環境項目に係る排水基準（別表第2 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準）

区分		許容限度												
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)	
					鉱油 類	動植物 油脂類								
既 設 特 定 事 業 場	畜産農業	排水量100 m ³ 未満のもの	—	160 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量100 m ³ 以上のもの	100 (80)	100 (80)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	排水量1,000 m ³ 未満のもの	60 (50)	60 (50)	100 (80)	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量1,000 m ³ 以上のもの	35 (25)	35 (25)	80 (60)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	食料品製造業及び飲料、飼 料、たばこ製造業（たばこ製 造業を除く。）	排水量1,000 m ³ 未満のもの	—	130 (100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	
		排水量1,000 m ³ 以上5,000 m ³ 未満のもの	100 (80)	90 (70)	130 (100)	—	15	—	—	—	—	—	—	
		排水量5,000 m ³ 以上10,000 m ³ 未満の もの	65 (50)	55 (40)	80 (60)	—	9	—	—	—	—	—	—	
		排水量10,000 m ³ 以上のもの	35 (25)	25 (20)	50 (40)	—	7	—	—	—	—	—	—	
	繊維 工業	染色整理業	排水量5,000 m ³ 未満のもの	—	100 (80)	90 (70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量5,000 m ³ 以上のもの	55 (40)	35 (25)	50 (40)	—	15	1	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量1,000 m ³ 未満のもの	65 (50)	65 (50)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量1,000 m ³ 以上のもの	35 (25)	35 (25)	50 (40)	—	20	—	—	—	—	—	—
	パル プ、 紙、 紙加 工品 製造 業	パルプ製造業		90 (70)	90 (70)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量5,000 m ³ 未満のもの	80 (60)	80 (60)	90 (70)	—	—	1	—	—	—	—	—
排水量5,000 m ³ 以上10,000 m ³ 未満の もの			55 (40)	55 (40)	65 (50)	—	—	1	—	—	—	—	—	
排水量10,000 m ³ 以上のもの			30 (20)	30 (20)	50 (40)	—	—	1	—	—	—	—	—	

区分			許容限度												
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)	
						鉱油 類	動植物 油脂類								
既 設 特 定 事 業 場	化学	ゼラチン、接着剤製造業	—	160 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	工業	その他のもの	排水量 1,000 m ³ 未満のもの	130 (100)	65 (50)	150 (120)	4	—	1	—	—	3	—	—	
			排水量 1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満のもの	80 (60)	55 (40)	130 (100)	3	20	1	—	—	3	—	—	
			排水量 10,000 m ³ 以上 30,000 m ³ 未満のもの	40 (30)	35 (25)	80 (60)	2	15	1	—	—	3	—	—	
			排水量 30,000 m ³ 以上のもの	乳化重合法によるアク リル系繊維製造工程を 有するもの	20 (10)	35 (25)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				酢酸綿製造工程を有す るもの	20 (10)	30 (20)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				その他のもの	20 (10)	20 (10)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
			石油精製業及び潤滑油製造業	排水量 100 m ³ 未満のもの	40 (30)	40 (30)	50 (40)	1	—	1	—	—	—	—	—
				排水量 100 m ³ 以上 400 m ³ 未満のもの	30 (20)	30 (20)	40 (30)	1	—	1	—	—	—	—	—
				排水量 400 m ³ 以上のもの	20 (10)	20 (10)	30 (25)	1	—	1	—	—	—	—	—
			コークス製造業	排水量 100 m ³ 未満のもの	40 (30)	40 (30)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—
				排水量 100 m ³ 以上 400 m ³ 未満のもの	30 (20)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—
				排水量 400 m ³ 以上のもの	20 (10)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—
			なめし革製造業	—	160 (120)	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
			骨材、石工品等製造業	排水量 1,000 m ³ 未満のもの	60 (50)	60 (50)	100 (80)	—	—	—	—	—	—	—	—
				排水量 1,000 m ³ 以上のもの	35 (25)	35 (25)	80 (60)	—	—	—	—	—	—	—	—
			鉄鋼業、非鉄金属製造業、金 属製品製造業、一般機械器具 製造業、電気機械器具製造 業、輸送用機械器具製造業及 び精密機械器具製造業	排水量 1,000 m ³ 未満のもの	100 (80)	100 (80)	150 (120)	4	—	1	—	—	—	—	—
				排水量 1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満のもの	60 (50)	60 (50)	90 (70)	2	20	1	—	—	—	—	—
				排水量 5,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満のもの	35 (25)	35 (25)	50 (40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—
				排水量 10,000 m ³ 以上のもの	20 (10)	20 (10)	40 (30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—

区分				許容限度													
				生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)		
							鉱油 類	動植物 油脂類									
既 設 特 定 事 業 場	ガス業			排水量 100 m ³ 未満のもの		40 (30)	40 (30)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
				排水量 100 m ³ 以上 400 m ³ 未満のもの		30 (20)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
				排水量 400 m ³ 以上のもの		20 (10)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
	旅館その他の宿泊所				100 (80)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業				100 (80)	100 (80)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	と畜場				80 (60)	80 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	(500)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設				100 (80)	100 (80)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	し尿処 理施設	し尿 浄化 槽	処理対象 人員 201 人以上 501 人未 満のもの	昭和 49 年 3 月 31 日 以前に設置したもの		指定区域	80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
				昭和 49 年 4 月 1 日か ら昭和 56 年 5 月 31 日までに設置したも の		301 人未満のもの	80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
				昭和 56 年 6 月 1 日以 降に設置したもの		301 人以上のもの	40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—
				指定区域		40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			処理対象 人員 501 人以上の もの	その他の区域		処理対象人員 2,000 人未満のも の	80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
						処理対象人員 2,000 人以上のも の	40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—
							40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のもの				40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
下水道終末処理施設			中級処理のもの		80 (60)	—	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			高級処理のもの		25 (20)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の業種又は施設			排水量 1,000 m ³ 未満のもの		100 (80)	100 (80)	150 (120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	

	排水量 1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満のもの	60 (50)	60 (50)	90 (70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—
	排水量 5,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満のもの	35 (25)	35 (25)	50 (40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—
	排水量 10,000 m ³ 以上のもの	20 (10)	20 (10)	40 (30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—

区分	許容限度													
	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/mL)		
				鉱油 類	動植物 油脂類									
その他	旅館その他の宿泊所	25 (20)	25 (20)	60 (40)	—	—	—	—	—	—	—	—		
特定 事業 場	医療業	25 (20)	25 (20)	60 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (200)		
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25 (20)	25 (20)	60 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (200)	
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25 (20)	50 (40)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	25 (20)	60 (50)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設		25 (20)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量 100 m ³ 未満のもの		40 (30)	40 (30)	50 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (200)
		排水量 100 m ³ 以上 400 m ³ 未満のもの		30 (20)	30 (20)	40 (30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (200)
排水量 400 m ³ 以上のもの		20 (10)	20 (10)	30 (20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (200)		

- 備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。
- 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30 m³以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
- 3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排水水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排水水については、適用しない。
- 5 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 6 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となった際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
- (1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
- (2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）
- 7 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30 m³以上50 m³未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50 m³以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 8 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
- (1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (4) 平成3年11月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
- (5) 備考6に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場
- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排水水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド、エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 ()内の数値は、日間平均値を示す。

※ 上乗せ排水基準適用の留意点

兵庫県上乗せ排水基準は、有害物質、生活環境項目とも「既設特定事業場」と「その他の特定事業場」を区別し、基準を適用しています。既設特定事業場は、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年条例第18号)の施行日(昭和49年4月1日)より前に設置されていた特定事業場及び施行令の改正(特定施設の追加指定)等により新たに特定事業場となった事業場であり、上乗せ排水基準表の備考欄(備考5・備考8)に具体的に示されています。

水質汚濁防止法施行令の改正等により、特定施設、指定地域特定施設となった施設は以下の通りです。(区分の詳細は、施行令別表第1をご参照ください。)

政令	施行日	特定施設番号
昭和47年 政令第346号	S47.10.1	1の2
昭和49年 政令第363号	S49.12.1	19リ 71の2 66の3
昭和51年 政令第122号	S51.6.1	64の2 69の2
昭和54年 政令第132号	S54.5.10	68の2 71の3
昭和56年 政令第327号	S57.1.1	18の2 18の3 21の2 21の3 21の4 23の2
		51の2 51の3 63の2 70の2 71の4イ
昭和57年 政令第157号	S57.7.1	69の3
昭和63年 政令第252号	S63.10.1	66の4 66の5 66の6 66の7 66の8
平成2年 政令第266号	H3.4.1	指定地域特定施設
平成3年 政令第240号	H3.10.1	71の5(ジクロロメタンに係るものを除く) 71の6(ジクロロメタンに係るものを除く)
平成9年 政令第269号	H9.12.1	71の3 71の4イ
平成10年 政令第173号	H10.6.17	71の4ロ
平成11年 政令第412号	H12.3.1	71の5(ジクロロメタンに係るもの) 71の6(ジクロロメタンに係るもの)
平成12年 政令第243号	H12.10.1	71の4ロ
平成13年 政令第201号	H13.7.1	63の3
平成24年 政令第147号	H24.5.25	38の2 66の2
備考1 S49.12.1、19号リが追加されているが、19号イ～チは当初政令施行時に特定施設である。		
備考2 71号の2の対象として専修学校がS51.1.30に追加された。		
備考3 47ニ、49、50、56号は有害物質を使用するものに限られるため、以下の有害物質の追加により特定施設の範囲が拡大している。 <ul style="list-style-type: none"> ・S50.3.1(ポリ塩化ビフェニル) ・H1.10.1(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) ・H6.2.1(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンチウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン) ・H13.7.1(ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物) ・H24.5.25(トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン) 		
備考4 71号の3、71号の4については、S9.12.1の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大している。		
備考5 71号の4ロについては、S12.10.1の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大している。(PCB分離施設が追加)		
備考6 H24.5.25、66の2(エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設)が追加され、これに伴い、66の2～66の7が66の3～66の8に号番号の振り替えとなっている。		

※ 排出水の量の算定方法等

1 1日当たりの平均的な排出水の量（日平均排出水量）

- (1) 正常に操業している時点において1日1回、週3回以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水の量とします。

なお、季節的に大幅に排出水量が変更する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$

Q : 1日当たりの平均的な排出水の量 (m³/日)

q_n : 実測流量 (m³/sec)

t_n : q_nの測定を行った日の実質操業時間 (sec)

n : 測定回数

- (2) 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行ない、かつ、使用水が水道のみによる場合は、(ア)にかかわらず、次式によることができます。

$$Q = \frac{Q_t - Q_0}{n}$$

Q_t : 1ヶ月間の水道使用量

Q₀ : 製造過程等で明らかに消費される水量

(実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)

n : 1ヶ月間の操業日数

2 排出水の1日当たりの最大量（日最大排出水量）

- (1) 当該地域における同業種の操業状態等を勘案し、年間を通じて使用水量の最も多い1日を選んでください。ただし、操業の状態によっては最大使用水量日と最大排出水量日が一致しない場合がありますので、その場合は最大排出水量日とします。

前述で選ばれた1日につき操業時間において等時間間隔で3回以上流量を測定し、次式により算定してください。

$$Q = \frac{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q_n}{n} \times T$$

q₁~q_n : 各測定時における流量 (m³/sec)

n : 測定回数

T : 操業時間 (sec)

- (2) 用水が上水道又は工業用水道水のみによっており、かつ製造過程等で消費される水量が実績若しくは生産量等によって明らかな場合は前項にかかわらず、次式により算定することができます。

$$Q = Q_1 - Q_0$$

Q₁ : 1日の水道水使用量

Q₀ : 1日の製造過程等で消費される水量

3 1日の排出水の平均的な汚染状態（日間平均値）

1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいいます。この場合、操業時間直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとします。

なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定するものとします。

3 兵庫県条例が定める排出基準（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成8年兵庫県告示第542号）別表第5）

水濁法、瀬戸法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）は、次の基準が適用されます。

排出基準（別表第5）

項目等		許容限度	
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03 mg/L
	2 シアン化合物	シアン	1 mg/L
	3 有機りん化合物		1 mg/L
	4 鉛及びその化合物	鉛	0.1 mg/L
	5 六価クロム化合物	六価クロム	0.2 mg/L
	6 ひ素及びその化合物	ひ素	0.1 mg/L
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005 mg/L
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	9 ポリクロロネイテッドビフェニル（別名PCB）	0.003	mg/L
	10 トリクロロエチレン	0.1	mg/L
	11 テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
	12 ジクロロメタン	0.2	mg/L
	13 四塩化炭素	0.02	mg/L
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
	15 1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3.0	mg/L
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L
	20 テトラメチルチウラムジスフィルド（別名チウラム）	0.06	mg/L
	21 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）	0.03	mg/L
	22 S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	0.2	mg/L
	23 ベンゼン	0.1	mg/L
	24 セレン及びその化合物	セレンとして	0.1 mg/L
	25 ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1リットルにつき8ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1リットルにつき15ミリグラム。	
	26 ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1リットルにつき10ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1リットルにつき230ミリグラム。	
	27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	
	28 1,4-ジオキサン	0.5	mg/L
一般項目	1 水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、5.8以上8.6以下 海域に排出されるものにあつては、5.0以上9.0以下	
	2 生物化学的酸素要求量	100	mg/L（日間平均 80 mg/L）

一般項目	3	化学的酸素要求量	100 mg/L (日間平均 80 mg/L)	
	4	浮遊物質量	90 mg/L (日間平均 70 mg/L)	
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L
			動植物油脂類	20 mg/L
	6	フェノール含有量	5 mg/L	
	7	クロム含有量	2 mg/L	
	8	溶解性鉄含有量	10 mg/L	
	9	溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
	10	銅含有量	3 mg/L	
	11	亜鉛含有量	2 mg/L	
	12	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL	
	<p>備考1 この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等（水質汚濁防止法施行令〔昭和46年政令第188号〕別表第1に掲げる特定施設及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令〔昭和48年政令第327号〕第4条の2に規定されるみなし指定地域特定施設を設置する工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。）について適用する。</p> <p>2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。</p> <p>3 科学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域（漁業法〔昭和24年法律第267号〕第109条第2項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。）に排出される排出には適用しない。</p> <p>4 「検出されないこと。」とは、5に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合において、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>5 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第2条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法〔昭和49年環境庁告示第64号〕によるものとする。</p>			

4 ダイオキシン類に係る排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2）

水質排出基準（別表第2）

水質基準対象施設	10pg-TEQ/L
備考1 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とします。	
2 排水基準の遵守義務又は改善命令違反の場合は、罰則規定があります。	
3 1pg=0.0000000001mg（10億分の1mg）	
4 TEQ：ダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い2、3、7、8-TeCDDに換算した値	

5 浄化基準（地下水の水質浄化措置命令に係る基準）（水質汚濁防止法施行規則別表第2）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 ^①	カドミウム 0.003 mg/L
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.02 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
チウラム	0.006 mg/L
シマジン	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.02 mg/L
ベンゼン	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L
ほう素及びその化合物 ^①	ほう素 1 mg/L
ふっ素及びその化合物 ^①	ふっ素 0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^①	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
1,4-ジオキサン ^①	0.05 mg/L
備考1 「検出されないこと。」とは、第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	